§14 公正な機会均等と純粋な手続き上の正義 — 学習カバー

イントロダクション

本節は、公正な機会均等のリベラルな原理と結びつく〈純粋な手続き上の正義〉を、完全/不完全との対比で位置づける。分配の正義の成立は、正義にかなった制度の確立と公正な運用に依存する。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§14)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec14.html

QRコード(鍵ページURL)



§14. 公正な機会均等と純粋な手続き上の正義

本節では、第二原理の後半部分に対して論評を加えている。またこの後半部分は〈公正な機会均等のリベラルな原理〉として理解されることとなる。しかし、才能に開かれた職業選択という観念とは混合してはならず、また格差原理と結びついている。

〈純粋な手続き上の正義〉という観念は、〈完全な手続き上の正義〉および〈不完全な手続き 上の正義〉と比較することで一番よく理解できる。(p 116 l 18-19)

以下に例を示す。

- ① 完全な手続き上の正義複数人(A, B, C)でケーキを公平に分けたいとき、Aにケーキを切らせ、B, Cが先に好きなひと切れを選ぶようにすればAはできるだけ平等に切ろうとするだろうという考え方。
- ② 不完全な手続き上の正義「本当に罪を犯した人だけが有罪になり、無実の人は無罪になること」が目的である裁判の手続きはこの目的を実現するために工夫されている。しかし、誤審が起こることがある。このように、正しい結果となる基準がありながら完全には保証できる方法がないという考え方。
- ③ 純粋な手続き上の正義ギャンブルはみんなが自由に参加し、ルールが公平で、いかさまもなく、 利益の期待値がゼロという条件で行われた場合、最終的に誰がどれだけ得をしてもその結果は 構成とされる。このように正しい結果という基準がなくても手続きそのものが公正であれば、 結果も公正とみなされるという考え方。

純粋な手続き上の正義の際立った特徴は、正義にかなった結果を決める手続きが実際に実行されるものでなければならないというところにある。それというのも、こうした公正な賭けのようなケースにおいて、それを参照することで確定結果が正義にかなったものかどうかが分かる独立の規準が、いっさい存在しないからである。(p 119 1 2-4)

14.1 分配の正義と純粋な手続き上の正義

しかし、ある分配が公正な手続きの結果であるという仮定だけでは、それが正義にかなうとは言 えない。実際に公正な手続きが行われて初めて、その結果も正当とみなされる。したがって、分配 の正義を成立させるには、正義にかなった制度が確立され、公平に運営されていなければならな い。正義の二原理と結びついた基礎構造の具体像は第二部で述べられる。公正な機会の原理は、協 働の制度を純粋な手続き上の正義にかなったものにする役割を果たす。この原理なしには、分配の 正義は自然には保たれない。手続き上の正義の利点は、個々の状況や地位の変化を逐一追わなくて よい点にある。ただし、制度そのものが正義にかなっているかが判断基準となり、個々人の変化や 要望を直接基準とするのではない。分配の正しさは、制度の正当性と、それに基づく権利要求への 対応にかかっているため、分配の是非は配分そのものではなく、制度とその運用に基づいて評価さ れる。分配上の正義とは、既知の個人に所与の財をどのように割り当てるかという問題であり、 個々人が財の生産や協働に関わっていない場合に適用される。この考え方は欲求や満足度を基準と し、功利主義に通じる。一方、純粋な手続き上の正義を重視する考えでは、正義は公正な制度と手 続きに基づいて評価され、結果ではなく制度の在り方が問われる。辞書式の順序や無知のヴェール などの概念は、制度の正義を考えるうえで単純で有効な手がかりであり、理にかなった構想を導く ために役立つ。制度は複雑な道徳問題を最小限に抑えるよう編成されるべきであり、そのためには 明確な原理が必要とされる。

確認クイズ(§14 公正な機会均等と純粋な手続き上の正義)

- 1. 手続き上の正義は、 107 | 108 | 109 | の三種に区別される。
- 2. 裁判の誤審可能性のように、正しい結果基準はあるが保証できないのは 110 である。
- 3.〈公正な賭け〉のように手続きの公正さ自体が結果の正しさを保障するのは 111 である。
- 4. 分配の正義の成立には、 1 1 2 が必要である。
- 5. 公正な機会の原理は、協働の制度を 113 にかなうものにする役割を果たす。

- 107 完全な手続き
- 108 不完全な手続き

- 109 純粋な手続き
- 110 不完全な手続き上の正義
- 111 純粋な手続き上の正義
- 112 正義にかなった制度の確立と公正な運用
- 113 純粋な手続き上の正義
- 114 期待効用の代数和(または平均)
- 115 序数的判断
- 116 基数的比較
- 117 社会的基本財の予期
- 118 自己実現のため不可欠
- 119 合理的な人生計画の実行とその成功
- 120 対等な市民としての暮らし
- 121 所得と富の分配によって規定される地位
- 122 家族・階級
- 123 自然本性的賦存
- 124 人生の運・めぐり合わせ
- 125 共通の利益
- 126 偶発的格差の緩和・軽減
- 127 不当な不平等の補正
- 128 生得的才能の分布を共通資源とみなし
- 129 最不遇者の利益に資する限りで
- 130 偶然の差異を正当化する社会構造
- 131 より恵まれた者の追加的な責務
- 132 格差原理
- 133 正義にかなっていること
- 134 自由意志に基づき受容・活用されていること
- 135 制度に関する道徳上の構想
- 136 前提づけられる
- 137 明確な順番
- 138 利益の分かち合いと相互の制限
- 139 公正な取り分
- 140 相互扶助(危険・損失が過大でない範囲での支援)
- 141 他者に危害を加えない
- 142 不必要な苦しみを与えない
- 143 自発的行為に依存せず
- 144 市民一般を拘束
- 145 特定の役割・恩恵受益者